

◇ がん保険の保険料

Q : 当社では、保険金受取人を会社とするがん保険に加入することを検討しています。保険料の取扱いを教えてください。

A : 終身払込みの場合は全額損金算入、有期払込みの場合は保険料払込期間を105歳とみなして期間按分した額を損金の額に算入します。

【解説】

会社が、自己を契約者及び保険金受取人とし、役員や使用人を被保険者とするがん保険等(終身タイプ)に加入して、その保険料を支払った場合には、その保険料の払込方法及び払込期間により次のように取り扱われます。

① 終身払込みの場合(月払い、年払い等)

保険料が終身払込みである場合は、保険期間の終了(保険事故の発生による終了を除きます)に際して支払う保険金がないこと及び保険契約者にとって毎年の付保利益は一定であることから、保険料は保険期間の経過に応じて損金の額に算入されます。

(借)支払保険料××(貸)現金及び預金××

② 有期払込みの場合

有期払込みの場合は、保険料払込期間と保険期間の経過とが対応しておらず、支払う保険料の中に前払保険料が含まれていることから、税務上は、105歳を計算上の満期到達時年齢とみなし、払込保険料のうち、その事業年度に対応する部分の金額については損金の額に算入し、残額は積立保険料として資産に計上します。損金算入額=払込保険料×保険料払込期間÷(105-保険加入時年齢)

